

名古屋市消防局告示第 3号

火災予防条例に基づく避雷設備の日本産業規格の指定の一部改正
について

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第21条第 1項の規定に基づき、
平成 4年名古屋市消防局告示第 2号の一部を次のように改正する。

令和 7年 3月28日

名古屋市消防局長 半 田 修 広

本則第 2号の次に次の 1号を加える。

3 J I S Z 9290-3-2019 （雷保護一第 3部：建築物等への物的損傷及び人
命の危険）

名古屋市消防局予防部予防課